

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申しあげます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸術家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申しあげます。

求職の受付1件につき 690円（消費税相当分を含む）

ただし、同一求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申しあげません。

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円以内 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
個人家庭において、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項」に規定する介護関係業務に係わる作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または介護に関わる作業に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。（但し、家政婦（夫）が特別加入した場合に限る。）	支払われた賃金の <u>0.55%</u> （消費税相当分を含む）に相当する額 手数料負担者は 求人者 とします。
返戻金制度は、ありません。 違約金規約は、ありません。	

上記手数料には、消費税が含まれています。

許可番号 22-ユ-030001

事業所の名称及び所在地 有限会社沼津ケアセンター白鳥

沼津市新沢町7-33